

健美食PREMIUM倶楽部会員規約

第1条(定義)

本規約に同意され、本規約第3条により入部資格を「健美食PREMIUM倶楽部」(以下「本倶楽部」といいます)により認められ、本規約第4条の入部手続きにより会員証を取得された方を、倶楽部の会員(「健美食PREMIUM倶楽部会員」を指し、以下単に「会員」といいます)とします。

第2条(目的)

本倶楽部は、安心安全で美味しい食べ物は、日・水・土・空気・生物全てが健康で美しい処に在り、人間だけの健美食ではなく、地球全体の健美食とは？を基本に、それに係わることを探究し、学んだことを世の中に伝え拡げてゆく活動を行い、会員相互の親睦ならびに地球環境保全を図ることを目的とします。

第3条(入部資格)

1. 本倶楽部の入部資格は、次のとおりとし、本倶楽部に入部いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。
 - (1) 本倶楽部の目的を理解し、本規約に同意いただいた方。
 - (2) 心が健全健康な方。
 - (3) 本倶楽部の会長及び福会長の主観において入部資格が認められた方。
 - (4) 過去に本倶楽部より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された原因が改善される等の場合で、本倶楽部が検討した結果、再入部資格を認めることがあります。
 - (5) 暴力団関係者でない方。
2. 本倶楽部に対し、現在または将来にわたって、自らが暴力団等の反社会的勢力に該当しないことならびに、直接または間接を問わず関係のないことを保証します。
3. 本倶楽部および他の会員に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - (1) 法的な責任を越えた不当な要求、暴力的な行為。
 - (2) 諸活動や取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (3) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本倶楽部の信用を毀損し、または本倶楽部の義務を妨害する行為。
 - (4) その他前各号に準ずる行為
4. 本倶楽部に入部し、会員として本条の一にでも反した場合は、本倶楽部との取引および利用を停止し、規約を含む本倶楽部と会員との間の契約一切を解除のうえ除名処分されることを承諾し、不服や異議申し立ては致しません。

第4条(入部手続き/入会費・会費/会員証)

1. 本倶楽部に入部しようとするときは、所定の申込方法により入会申込手続きを行い、本倶楽部の定める入会費、年会費を所定の手続きにより支払い会員証を受け取るものとする。
2. 一旦納入いただいた入会費、年会費はいかなる場合も返還できません。
3. 本倶楽部に年度途中からの入部の場合も、年会費払いとなり日割り、月割りはありません。

第5条(会員更新制)

1. 本倶楽部は、年更新制とします。
2. 毎年4月から翌年3月までを1年度とし、翌年の3月末日までに、所定の手続きにより新年度の年会費を支払うことにより、会員更新の継続完了とする。
3. 本倶楽部の会員継続更新手続きを、会員の自己申告により更新しない場合は、所定の手続きにより会員証を返納したのちに本倶楽部を退会完了、一般会員となります。

第6条(届け出内容変更手続き)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、本倶楽部からの連絡や通知などの都合上速やかに連絡のうえ変更手続きを行っていただく必要があります。

第7条(会員証の譲渡・貸与)

本倶楽部の会員証は、他の方に譲渡・貸与できません。

第8条(会員特典/優待)

1. 会員は、利用する施設に会員証を提示いただくことにより会員特典、割引、優待施設サービスを受けることができます。会員証の提示がない場合は利用できません。
2. 本倶楽部の特典、サービスは施設により会員本人のみ、若しくは会員本人を含むグループが利用できます。
3. 本倶楽部の特典、割引利用範囲、優待施設については、別に定めます。

第9条(会員証の紛失・破損)

1. 会員証を紛失、破損した場合は、所定の手続きにより再発行いたします。
2. 会員証再発行手数料2,000円お支払いいただきます。
3. 再発行の会員証No.は変更になり選択できません。

第10条(退会)

会員は、自己都合により退会するときは、本倶楽部に連絡のうえ、所定の手続きにより会員証を返納し退会を完了していただく必要があります。退会手続きを完了しないときは除名扱いになります。

第11条(禁止事項)

会員は、本倶楽部活動において次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や利用する施設関係者、本倶楽部を誹謗、中傷すること。
- (2) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で他の会員や本倶楽部に迷惑を及ぼす行為。
- (3) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、宗教活動、政治活動、署名活動。
- (4) 本倶楽部内の秩序を乱す行為。
- (5) その他、本倶楽部が会員としてふさわしくないと認める行為。

第12条(会員に対する除名処分)

次の各号に該当する場合、本倶楽部は、その会員を本倶楽部から除名することができます。

- (1) 第3条の入部資格を喪失したとき。
- (2) 本規約および諸規則に違反したとき。
- (3) 第5条の更新手続きを連絡なく1ヶ月以上怠ったとき。
- (4) 第10条の退会手続きを完了しないとき。
- (5) その他、本倶楽部が会員としてふさわしくないと認めたとき。

第13条(損害賠償責任免責)

会員同士の間が生じた係争やトラブルについては、本倶楽部は、一切関与いたしません。

第14条(会員の損害賠償責任)

会員が本倶楽部の諸活動や優待施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本倶楽部、優待施設または他の会員を含む第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第15条(会員資格喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第10条に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第12条により本倶楽部に除名されたとき。
- (3) 本倶楽部が解散されたとき。

第16条(再入部)

1. 本倶楽部より退会された方の再入部は可能です。
2. 第3条1の(4)の場合。
3. 再入部の場合も規約第4条の手続きをしていただく必要があります。

第17条(諸費用の変更、特典、割引サービス変更について)

1. 本倶楽部は、社会情勢や経済状況の変動、優待施設の変更などによる入会費、年会費ならびに特典割引サービスについて、これらを変更することができます。
2. 会員が負担すべき年会費等を変更するとき、本倶楽部は、1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。会員への告知方法は、書面または電子メール等によるものとします。

第18条(規約の改定)

本倶楽部は、規約等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、本倶楽部は1ヶ月前までに告知することとし、改定した規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第19条(個人情報保護)

1. 本倶楽部は、本倶楽部の保有する会員の個人情報を、法令及び国が定める指針を遵守のうえ目的外の利用を行うことはありません。個人情報保護方針にしたがって管理します。
2. 会員は、自己が本倶楽部に提供した個人情報が正確であることを保証します。本倶楽部は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第20条(附則)

本規約は2015年4月1日より施行した規約より2015年5月1日に一部改訂。

